開発事業者のみなさまへ

供給地点が行政庁から認可、認定等を受けている市街地開発事業等に係る区域において、無電柱化(地中供給側接続設備で電気の供給)を希望される場合は、当社が地上機器や電線などの費用を負担する仕組みを2022年1月1日より開始しております。

お手続きの流れ

工　程	お願い事項
事前協議	• 地上機器設置場所のご提供をお願いします。 • 市街地開発事業に該当する場合、 ➢ 道路掘削工事着手の２年前までに通知をお願いします。 ➢ 市街地開発事業等の許認可証等の写しの提出をお願いします。
供給申込（設　計）	• 接続供給申込書など必要書類の提出をお願いします。 • 当社設計にあたり，地中線の供給方式や地上機器設置場所等の確認にご協力をお願いします。
工事費負担金支払	• 地中配電設備を施設する場合は、一定の負担金が発生いたします。 • 当社設計完了後に負担金をご請求させていただきます。
工事実施	• 土地開発事業等における土地造成工事に合わせて、当社の工事も同時期に施工いたしますので，工事工程の調整等にご協力をお願いします。
整備完了	

市街地開発事業等に関連する法令

①道路局手引き　②土地区画整理等運用　③開発許可制度運用

出典：資源エネルギー庁HP

	市街地開発事業等	関連する法令
市街地開発事業	土地区画整理事業	土地区画整理法
	新住宅市街地開発事業	新住宅市街地開発法
	工業団地造成事業	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律
	市街地再開発事業	都市再開発法
	新都市基盤整備事業	新都市基盤整備法
	住宅街区整備事業	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法
	防災街区整備事業	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律
その他これらに類する事業	都市再生整備計画に基づく道路の整備に関する事業	都市再生特別措置法第46条第１項
	住宅市街地総合整備事業における道路の整備に関する事業	住宅市街地総合整備事業制度要綱第二の一
	開発行為等により道路を整備する事業	都市計画法第29条、同法第４条第12項
	道路法第24条に基づく道路管理者の承認を受けて行う道路に関する工事を伴う事業	道路法第24条

電気工事店等のみなさまへ

お客さまに電気をお届けするために必要な引込線については、原則として、架空引込線方式としておりますが、お客さまのご希望により地中引込線を施設する場合には、別途個別に協議させていただきます。

架空線供給（標準）

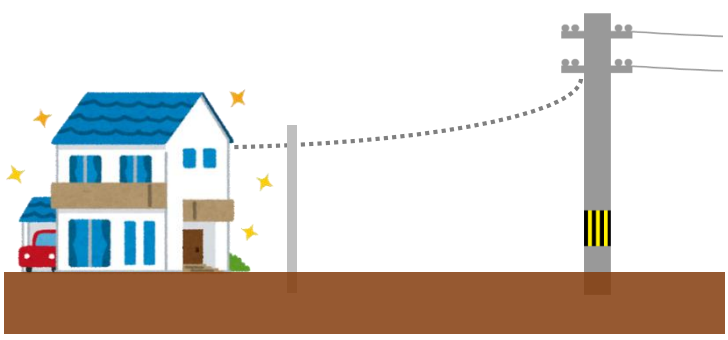

地中線供給（選択可）

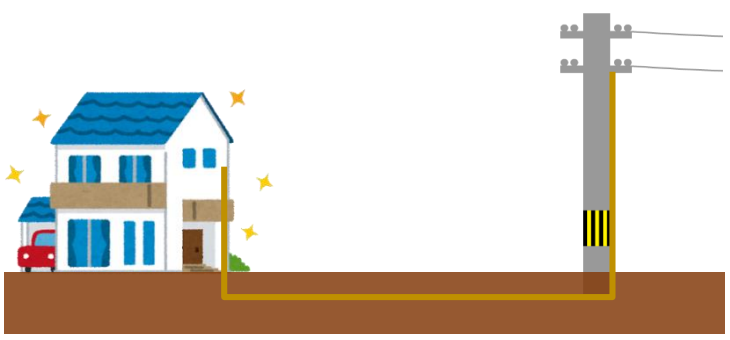

All Rights Reserved © 2024 YONDEN T&D Shikoku Electric Power Transmission & Distribution Co., Inc.

四国電力送配電株式会社

お問い合わせ窓口

当社お問い合わせ窓口については、開発・供給予定の住所に該当する担当区域の事業場になります。以下より最寄り事業場をご確認ください。

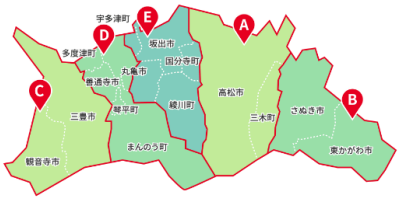

A 高松支社　B 東かがわ事業所　C 観音寺事業所
D 丸亀事業所　E 坂出事業所

A 徳島支社　B 鴨島事業所　C 阿南事業所
D 牟岐サービスセンター　E 池田支社　F 脇町サービスセンター

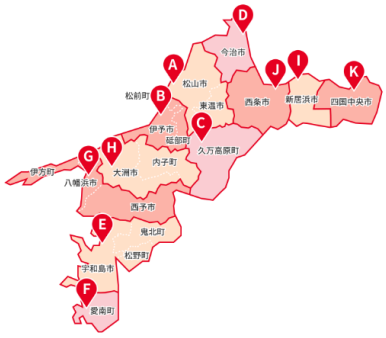

A 松山支社　B 伊予事業所　C 久万お客さまセンター
D 今治事業所　E 宇和島支社　F 城辺お客さまセンター
G 八幡浜事業所　H 大洲事業所　I 新居浜支社
J 西条事業所　K 四国中央事業所

A 高知支社　B 田井サービスセンター　C 安芸事業所
D 室戸サービスセンター　E 山田事業所　F 中村支社
G 窪川サービスセンター　H 宿毛サービスセンター　I 清水サービスセンター
J 須崎事業所

支社・事業所名	お住まいの住所	お問い合わせ窓口
高松支社	高松市(国分寺町を除く)、三木町	0120-410-805　087-864-3730
東かがわ事業所	東かがわ市、さぬき市	0120-410-807　0879-25-2173
観音寺事業所	観音寺市、三豊市	0120-410-860　0875-25-1820
丸亀事業所	丸亀市(綾歌町、飯山町を除く)、善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町	0120-410-857　0877-22-5129
坂出事業所	坂出市、高松市(国分寺町)、丸亀市(綾歌町、飯山町)、宇多津町、綾川町	0120-410-844　0877-22-5116

支社・事業所名	お住まいの住所	お問い合わせ窓口
徳島支社	徳島市、鳴門市、小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町(一部を除く)、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町	0120-410-105　088-656-4601
鴨島事業所	吉野川市、阿波市、石井町の一部、上板町	0120-410-176　088-656-4603
阿南事業所	阿南市、那賀町	0120-410-199　088-656-4604
牟岐サービスセンター	牟岐町、美波町、海陽町	0120-410-221　088-656-4606
池田支社	三好市、美馬市(美馬町)、つるぎ町、東みよし町	0120-410-229　0883-52-1227
脇町サービスセンター	美馬市(美馬町を除く)	0120-410-236　0883-52-1237

支社・事業所名	お住まいの住所	お問い合わせ窓口
松山支社	松山市、東温市	0120-410-503　089-941-6140
伊予事業所	伊予市、松前町、砥部町	0120-410-521　089-941-6142
久万サービスセンター	久万高原町	0120-410-570　089-941-6152
今治事業所	今治市(一部を除く)	0120-410-633　089-941-6154
宇和島支社	宇和島市、松野町、鬼北町	0120-410-675　0893-24-1263
城辺サービスセンター	愛南町	0120-410-736　0893-24-1265
八幡浜事業所	八幡浜市、西予市、伊方町	0120-410-799　0894-22-2268
大洲事業所	大洲市、内子町	0120-410-772　0893-24-1264
新居浜支社	新居浜市	0120-410-635　0897-37-2183
西条事業所	西条市	0120-410-638　0897-37-2184
四国中央事業所	四国中央市	0120-410-637　0897-37-2185

支社・事業所名	お住まいの住所	お問い合わせ窓口
高知支社	高知市、土佐市、須崎市一部、いの町(旧伊野町、旧吾北村)、日高村	0120-410-286　088-826-8320
田井サービスセンター	土佐町、本山町、大豊町、大川村、いの町(旧本川村)	0120-410-316　088-826-8321
安芸事業所	安芸市、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村	0120-410-381　0887-35-3561
室戸サービスセンター	室戸市、東洋町	0120-410-387　0887-35-3562
山田事業所	南国市、香南市、香美市	0120-410-361　088-826-8325
中村支社	四万十市、黒潮町(旧大方町)	0120-410-388　0880-63-2178
窪川サービスセンター	四万十町、中土佐町(旧大野見村)、黒潮町(旧佐賀町)	0120-410-468　0880-63-2186
宿毛サービスセンター	宿毛市、大月町、三原村	0120-410-467　0880-63-2187
清水サービスセンター	土佐清水市	0120-410-438　0880-63-2182
須崎事業所	須崎市(一部除く)、仁淀川町、中土佐町(旧大野見村を除く)、佐川町、越知町、檮原町、津野町	0120-410-366　088-826-8337

All Rights Reserved © 2024 YONDEN T&D Shikoku Electric Power Transmission & Distribution Co., Inc.

四国電力送配電株式会社